

地域課題解決実証補助金に関するよくある質問集

【1 対象事業について】

Q 1－1. 県内市町村との連携とはどのようなものか。

- A. 本補助事業においては、県内市町村の抱える課題解決を目的とする事業が対象となります。連携する市町村は、その地域の課題を所管する担当部署を、申請書の別紙「補助事業計画書」の連携する市町村欄にご記入ください。本補助事業において、市町村の費用負担を要件とするものではありません。

なお、個別の案件で判断に迷う場合は、適宜ご相談ください。

Q 1－2. 社会実証プロジェクトとはどのようなものか。

- A. 本補助事業においては、「開発中の技術・サービス・製品を実装に足るレベルへとブラッシュアップするため、必要となる各種データの取得や、効果検証を目的として、群馬県内でプロトタイプの試験運用を行うもの」と定義いたします。単なる製品評価試験等は実証とは見なしませんのでご注意ください。

なお、個別の案件で判断に迷う場合は、適宜ご相談ください。

Q 1－3. 社会実装プロジェクトとはどのようなものか。

- A. 本補助事業においては、「完成した新技術・サービス等を社会実装するに当たり、障壁となる課題を解決し、実運用を開始するもの」と定義いたします。特に実装にあたって支障のない、個社への導入に留まる案件や、単なる販売促進、販路拡大とみられる案件等は対象外となります。

なお、個別の案件で判断に迷う場合は、適宜ご相談ください。

Q 1－4. 提案要件「③群馬県内を含むフィールドで社会への実証または実装を行うこと」とは、県外や海外での実証経費（海外渡航費等）についても補助対象という認識でよいのか。

- A. 事業内容によって判断が変わります。本事業は、市町村の抱える課題解決の取組を推進したいのが事業の趣旨です。群馬県が交付する補助金ということもあり、群馬県内をフィールドにするなど、ビジネス化にかかる群馬県との一定の関わりを持ちつつ、国内外へ広げていくという事業構想であれば、海外渡航費であっても対象となります。ただ単に、技術やサービスを県内外に売り込みたいという趣旨での提案内容は対象とならない恐れもあります。

Q 1－5. 最長で何年スパンの事業まで対象となるか。

A. 補助対象となるのは今年度の事業費用のみです。事業構想実現までの期間については制限を設けておりません。

【2 対象者について】

Q 2－1. 大企業も参加可能か。県外企業や海外企業も参加可能か。

A. 大企業、県外企業、海外企業、いずれも参加可能です。

Q 2－2. 1 者が複数のプロジェクトに申請することは可能か。

A. 可能です。ただし、各プロジェクトで果たすべき明確な役割を持ち、かつ複数事業を同時に進めるための体制が整っていること（十分なリソース確保）が条件となります。

Q 2－3. 申請時と交付決定時で会社の形態が変わる（例：個人事業主から株式会社へ）予定だが、どちらで申請すべきか。

A. 申請時の会社形態で申請してください。

Q 2－4. 個人事業主の申請は可能か。

A. すべての個人事業主が申請可能です。

【3 補助額、対象経費について】

Q 3－1. 申請にあたっては、補助金上限額で申請した方がよいのか。
申請額が大きい方が、審査で評価が高くなるのか。

A. 申請には、今般の社会実証・実装で必要となる適正な予算を計上してください。単純に予算額が大きい方が、審査評価が高くなるということはありません。

審査は、事業の実現性、適正な予算額、その後の広がり等から審査します。予算額が適正でない（必要以上に上乗せ計上している等）と見られた場合は、マイナスの評価を受けることもあります。

Q 3－2. 補助額に下限はあるか。

A. 下限は設定されていません。

Q 3 - 3. 募集案内に「税込 30 万円以上の支出にあたっては原則として 3 者以上から見積りを取る」との記述があるが、特注品など、見積り合わせが困難なケースもある。その場合、補助対象経費として認められないのか。

- A. 特注品であっても、まずは仕様書を提示し、見積り取得に努めてください。その結果、見積り提出を辞退された場合は、その旨を記述した理由書をご提出いただければ、補助対象経費として認められます。

【4. 申請書類について】

Q 4 - 1. 補助事業計画書について、様式を変更してもよいのか。

- A. 項目の削除は不可ですが、記載欄が不足する場合など、増やす分には変更いただいて構いません。

Q 4 - 2. 県外企業の場合、提出書類の⑦ 県税の完納証明書 は提出不要か。また、具体的な税種別の指定はあるのか。

- A. 県外企業様は、所在の都道府県の完納証明書をご提出ください。また、税種別は指定しておりません。なお、所在の都道府県が完納証明書を発行していない場合は、個別にご相談ください。

【5. その他】

Q 5 - 1. 連携先の市町村が申請者に対し、負担金という形で資金援助を行うことは可能か。

- A. 実証プロジェクトの経費のうち、自己負担（補助対象経費の 1 / 3）の部分に対して、連携先の市町村が「負担金」という形で支援するのは差し支えありません。

Q 5 - 2. 事業遅延が発生し、計画変更を余儀なくされた場合、交付される補助金額はどうか。

- A. 年度内の事業なので、事業を実施したところまでが補助対象となります。提案にあたっては、年度内で一定の実証まで完結する計画としてください。